

ゲノム編集作物で方向性 有機JAS認めず

農水省

調査会では改正案につ

いて、出席者から「ゲノム編集技術を使ったかどうかは科学的に検証できない。どのような根拠で認証していくのか」との指摘も出た。農水省は従来通り、生産履歴など記録を基に検証していく考えを示した。今後は、欧米での検証方法を調査しながら、議論を深めていく。

農水省は31日の日本農林規格調査会に、日本農林規格（JAS）の改正案を示した。有機JASについて、ゲノム編集技術で生産したものには使用禁止とすることを新たに盛り込んだ。方向性は、おおむね了承され、今後は認証の詳しい仕組みを詰める。

有機JASには農産物、加工食品、飼料、畜産物の4種類ある。いずれも種苗や飼料などの原材料をはじめ、あらゆる工程で従来の遺伝子組み換え技術の使用を禁止している。

一方、ゲノム編集技術では従来の遺伝子組み換え技術と異なり、外来遺伝子を入れない手法があり、有機JASでの取り扱いが不明確になっている。改正案では、ゲノム編集も遺伝子組み換え技術と同じように使用を禁止する。JAS規格は国際規格に基づいており、今回も同様にした。農水省によると、有機認証制度を持つ諸外国も、ゲノム編集の使用を制限する考えを示している。